

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続の観点から、BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。
また、電子商取引を相互に利用し、推進することで、取引先の業務効率向上を支援します

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引の適正化を図ります。

3. その他

「九電グループ企業行動規範」のもと、コンプライアンス基本方針に基づき、サプライチェーンにおける関係者さま（仕入先、受託事業者、再委託先など）も含めた、法令・社会規範の遵守、安全確保や環境への配慮等、サステナビリティ経営に資する調達活動に取り組んでいきます。

また、外部知見を取り入れながら、取引先と連携した取組みを推進するとともに、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025年5月30日

(2025年7月25日 ひな型改正による更新)

(2026年2月2日 ひな形改正による更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

九電みらいエナジー株式会社

代表取締役社長執行役員 水町 豊